セミナー　試行的提供のこれまで　平成20年8月29日（金）
一橋大学小平国際キャンパス　国際共同研究センター

新統計法に対応した二次利用の準備状況

総務省統計局調査企画課
統計データ二次利用準備室

槙田 直木

見解は筆者個人のものであり、所属又は関係する組織の公式見解を示すものではない

構成

1. 統計制度
2. 新統計法における二次利用
3. 政府における二次利用に関する議論
4. 統計局における準備状況
5. 二次利用に当たっての留意事項

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

統計制度

ミクロデータの試行的提供

一橋大学社会科学統計情報研究センター/総務省統計局による共同研究である政府統計ミクロデータの試行的提供は、統計法（昭和22年法律第18号）の目的外使用制度を利用して行ってきたもの。

統計法（昭和二十二年三月二十六日法律第十八号）

第十五条　何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

２　前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

統計制度

統計法の全部改正

- 平成19年５月　新統計法（平成19年法律第53号）可決成立
- 平成19年10月　統計委員会の設置など、一部先行施行
- 公布の日から２年以内に全面施行　…

「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ

1. 公的統計の体系的・計画的整備の推進
2. 統計データの有効利用の促進
3. 統計調査の対象者の秘密保護の強化
4. 統計整備の「司令塔」機能の強化

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

統計制度

（参考）　統計関係組織

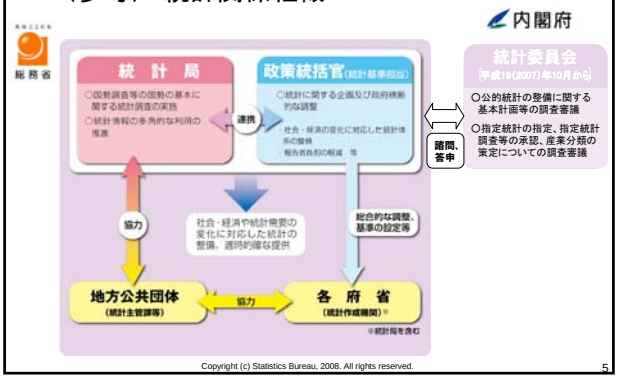

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

新統計法における二次利用

統計法における二次利用

新統計法 平成19年公布・21年全面施行	利用目的及び対象	旧統計法 昭和22年
第32条 調査票情報の二次利用	・当該調査を実施した行政機関の長	第15条 第2項 目的外利用
第33条 調査票情報の提供	・上記以外の行政機関等、これに準ずる者の統計の作成等 ・それらと同等の公益性を有する統計の作成等 （行政機関等との共同研究に係る統計の作成等 行政機関等からの公募の補助による統計の作成等 行政機関等が政策の企画立案等に有用と認める統計の作成等）	
第34条 委託による統計の作成等 （オーダーメード集計）	・学術研究の発展に資すると行政機関の長が認める場合 ・その他の総務省令で定める場合	（該当なし）
第36条 匿名データの提供	・学術研究の発展に資すると行政機関の長が認める場合 ・その他の総務省令で定める場合	（該当なし）

第38条（手数料）［オーダーメード集計、匿名データの提供に対して］

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

新統計法における二次利用

用語定義

- 調査票情報

統計調査によって集められた情報のうち、
文書、図画又は電磁的記録に記録されているもの
（法第二条第十一項）

- 匿名データ

一般の利用に供することを目的として調査票情報を
特定の個人又は法人その他の団体の識別が
できないように加工したもの
（法第二条第十二項）

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

新統計法における二次利用

調査票情報の提供 （従来の「目的外使用」に対応）

第三十三条　行政機関の長は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、これらの者に調査票情報を提供することができる。

一　行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者
　統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二　前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者
　当該総務省令で定める統計の作成等

利用審査は、政府全体の統計制度を所管する総務大臣から、統計調査を実施した「行政機関の長」へ

（統計局 →政策統括官（統計基準担当） →総務大臣）　（統計局 →総務大臣）

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

新統計法における二次利用

委託による統計の作成等 （オーダーメード集計）

第三十四条　行政機関の長は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

新統計法における二次利用

匿名データの作成

第三十五条　行政機関の長は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

２　行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

匿名データの提供

第三十六条　行政機関の長は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

政府における二次利用に関する議論

平成20年7月
　総務省政策統括官（統計基準担当）
　統計データの二次利用の促進に関する研究会
　「統計データの二次利用促進に関する研究会報告書（中間取りまとめ）」
　　http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/2jiriyou/index-2.htm
　内閣府統計委員会
　基本計画部会第4ワーキンググループ「報告書」
　　http://www5.cao.go.jp/statistics/report/report.html#1

政令・省令決定の前に
意見公募手続
（パブリックコメント）が
行われる。

さらに今後（予定）
平成20年10月頃
　統計法施行令（政令）、統計法施行規則（総務省令）の決定
　オーダーメード集計ガイドライン、匿名データガイドラインの決定
　→ これを受けて、各府省は、事務処理要領の作成、
　　匿名データの作成など、準備に拍車

平成21年4月頃
　統計法全面施行

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

政府における二次利用に関する議論

（内閣府統計委員会）基本問題部会第4WG「報告書」（抄）

制度の立ち上がり時においては、二次利用に投入できる各府省の人的、予算的なリソースは極めて限られていることから、各府省は、二次利用の対象とする統計調査やサービスを選択し、リソースを集中投入することで提供可能な水準に達したサービスを確保し、1つでも多くの統計調査やサービスを提供できるようにすべきである。

そしてその後、ニーズやリソースの拡大状況を踏まえながら、順次、二次利用の対象とする統計調査やサービスを拡大するとともに、将来の二次利用の在り方について検討すべきである

各府省にとって、すべての統計調査について
オーダーメード集計や匿名データ提供を
当初から全面的に行うことは困難な状況。

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

統計局における準備状況

全体像

- 新設の匿名データの提供、オーダーメード集計について、統計局が所管する統計調査も対応するべく準備中
  - 統計法37条に基づき、（独）統計センターへ事務を全部委託予定
  - サービス利用のアクセシビリティに配慮する観点から、国立大学法人等の公的機関を「サテライト機関」として連携することについて検討中
- 調査票情報の提供（旧法における「目的外利用」）は、総務省（政策統括官（統計基準担当））を引き継ぐ形で総務省（統計局）が対応

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

統計局における準備状況

匿名データの提供

- 一橋大学が実施している「学術研究のための政府統計ミクロデータの試行的提供」（平成16年～）の対象調査を継承する形で、21年春にスタートすることを目標に準備中。
  - 対象は、まず、就業構造基本調査、社会生活基本調査、全国消費実態調査、住宅土地統計調査を想定
- 個票の秘匿方法、提供対象年次など、現在精査中
- 世帯を対象とする他の統計調査についても、追って匿名データの作成を進める。
- 事業所を対象とする統計調査の匿名データ作成は困難（→ オーダーメード集計によりニーズに対応）

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

統計局における準備状況

（参考）匿名データの提供

	ミクロデータの試行的提供	匿名データの提供（予定）
利用の目的	学術研究に限定。 教育目的は不可。 営利企業からの委託研究も不可。	学術研究、高等教育は審査の上、可。 営利目的は不可。
利用者の資格	大学の講師以上の専任教員。	一般の者 （本人確認が必要）
費用	試行的提供のため基本的には無償。 説明会への出席の旅費やデータを記録するCD等の実費は負担。	手数料（新統計法38条）

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

統計局における準備状況

オーダーメード集計

- 簡易集計に関する委託を受け付けることについて準備中。
  - 申出は、統計表の表頭、表側等の事項を記した指示書により行う。
- これとは別に、統計的分析（回帰分析等の多変量解析）にも対応可能な、統計パッケージソフトによるプログラムを受け付ける方法を検討中

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

二次利用に当たっての留意事項

- 公益性のためには、統計データを利用した研究による社会に対する貢献が認められることが重要
  - 研究の成果は学術論文や研究会発表などにより公表
- 統計リテラシー・統計倫理を重視した統計教育を
  - 統計リテラシー：統計の有用性を理解し、統計データを利活用していく能力
  - 統計倫理：統計の重要性を理解し、統計調査への協力とともに、統計データやそれから作成された匿名データ等を適切に利用するために必要な意識、価値観

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

二次利用に当たっての留意事項

- 提供を受ける匿名データは、申出の目的が完了するごとに返却
  - 申出の目的について「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合」を個別に審査
- 匿名データの適正管理（法42条1項2号）
  - 提供を受けた匿名データを適正に管理するために必要な措置を講じなければならない
  - 自己又は第三者の不正な利益を図る目的で匿名データを提供し、又は盗用した者には罰則も（法61条3号）

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

統計調査にご理解ご協力を

「こつこつと　調べてわかる　日本の姿」

平成20年度「統計の日」（10月18日）ポスター標語

ご質問、ご感想をお願いします。

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.

Copyright (c) Statistics Bureau, 2008. All rights reserved.